姫路市告示第　５３６　号

令和　８年１０月２９日

姫路市長　　清　元　秀　泰

行旅死亡人の取扱いについて

行旅死亡人として下記の者を取り扱っていますので、お心当たりの方は、姫路市健康福祉局生活援護室へ申し出てください。

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）第９条の規定により告示します。

記

１	本籍	不詳
２	住所	不詳
３	氏名	不詳
４	性別	男性
５	生年月日	不詳
６	発見場所	姫路市別所町北宿４５６番地東方約７メートル先雑木林内
７	死亡日時	不詳
８	身体の状況	白骨死体（頭部のみ）
９	所持金品	なし